

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)と 男性不妊治療にかかる費用の一部を助成します

対象者

次の①と②の両方に該当するご夫婦

- ① 「福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業^{※1}」
において不妊治療助成の決定を受けたご夫婦
- ② 次のア、イ、ウのすべてに該当するご夫婦
 - ア 申請日から前1年以上にわたって大木町に住民登録されていること
(仕事等のため夫婦の一方が町外に住所を有している場合も、状況により認められる場合があります。事前にお問い合わせください。)
 - イ 町税の滞納がないこと
 - ウ 助成金の交付を受けようとする治療について、他の市町村から助成を受けていないこと

助成金

1回の治療につき上限額7万円
(特定不妊治療と男性不妊治療を同時に行うときは、それぞれに上限額7万円)

※治療にかかった費用から、福岡県からの助成金額を引いて計算します。

申請期間

治療が終了した日または治療を中断した日の年度^{※2}の翌年度6月末日までに町役場健康課健康づくり係(4番窓口)へ申請してください。

※2「年度」とは4月から3月までの期間のことです。

助成回数

「福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業」と同様

申請に必要なもの

次の①から⑤のすべてと⑥は該当者のみ

- ①大木町特定不妊治療費助成金交付申請書
- ②福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」(原本)
- ③該当する特定不妊治療にかかる領収書(原本)
- ④印鑑
- ⑤ご夫婦どちらかの通帳(助成金振込み口座番号がわかるもの)
- ⑥夫婦の一方が町外に住所を有する場合は町外居住についての申立書

※ ①と⑥の様式は健康づくり係4番窓口で配布しています。また、大木町ホームページ掲載のものをプリントアウトして使用できます。



福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業

※1「福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業」とは《福岡県の不妊治療助成制度》と《不妊症・不育症に関する相談》のことです。

《福岡県の不妊治療助成制度》

申請の詳細については、南筑後保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係にお問い合わせください。

問い合わせ先 ☎(0944) 72-2185 〒832-0823 柳川市三橋町今古賀 8-1

《不妊症・不育症に関する相談》

福岡県では、3か所の不妊専門相談センター・女性の健康支援センターで不妊症・不育症等に関して、専用電話による電話相談の他、専門の医師や助産師による面接相談を実施しています。秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。※面接相談は予約制

- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所
専用電話番号(0940) 37-4070(面接相談:第3金曜日 午後1時~午後4時)
- 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
専用電話番号(0948) 29-0277(面接相談:第1水曜日 午後1時30分~午後4時30分)
- 北筑後保健福祉環境事務所
専用電話番号(0946) 22-4211(面接相談:偶数月の第3金曜日 午後1時30分~午後4時30分)